

# 審査申立書

平成26年9月2日

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

審査申立人 林 恵 子

上記審査申立人代理人 弁護士 大 西 聡

同 黒 木 賢太郎

同 林 陽 充

次のとおり審査申立てをします。

- 1 審査申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所  
氏名：林 恵 子（議員名：西 岡 恵 子）  
年齢：64歳  
住所：徳島県板野郡藍住町富吉字須崎17-12
- 2 審査申立てに係る処分  
藍住町議会の平成26年8月11日付けの審査申立人に対する同人が被選挙権を有しないとの決定
- 3 審査申立てに係る処分があったことを知った年月日  
平成26年8月11日
- 4 審査申立ての趣旨  
「2記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

## 5 審査申立ての理由

### (1) はじめに

審査申立人は、平成24年2月の藍住町議会議員選挙で当選し、同町議会議員の職にあった者である。

ところが、平成26年8月11日、藍住町議会において、審査申立人は、選挙前3か月以上、町内に生活の本拠があったとはいえ、被選挙権を有しないと決定がなされた。

しかし、審査申立人は、平成24年2月7日告示、同月投開票がなされた藍住町議会議員選挙の告示日の3か月以上前から、上記1記載の住所地において居住し、「住所」を有していた。

したがって、同町議会の決定は誤っており、取り消されるべきものである。

### (2) これまでの経緯

地方自治法127条1項は、議員が被選挙権を有しない者であるときにその職を失うと規定されている。そして、市町村の議会の議員については、選挙権を有している必要があるため（公職選挙法10条第1項5号）、日本国民で年齢が満20歳以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者でなければならない（同法9条2項）。

平成24年5月21日になって、同町議会議員矢部秀行から、審査申立人が選挙前3か月以上、町内に住所を有していない可能性があるとして、審査申立人の被選挙権の有無について、「資格決定要求書」が議長に提出され、同日資格審査特別委員会が設置された。

その後2年以上、同委員会において、審査申立人の住所、すなわち生活の拠点がどこにあったのか審議が行われた結果、同委員会は審査申立人について被選挙権がないと判断した。

そして、平成26年8月11日、同委員会のこのような判断に基づき、藍住町議会は審査申立人の被選挙権がないものと決定したため、審査申立人は同日、同町議会議員の職を失ったものである。

### (3) 審査申立人の住所について

上記資格審査特別委員会は、住所を有していたかの判断にあたって、日々の生活において必ず行う行為である起臥寝食の事実をもっとも重視すべきであり、光熱水費の使用量は、起臥寝食の事実があるのかどうかを判断するための最も客観的な指標であるとする。そして、審査申立人の光熱水費等の使用状況からは、起臥寝食の事実が認められないとして、生活の本拠が藍住町にあったとは考えられないとした。

しかし、そもそも光熱水費の使用量は、起臥寝食の事実があるのかどうかを判断するための最も客観的な指標であるとはいえない。光熱水費の使用量のみでは、それは単なる数字でしかなく、その数字だけを見たとしても起臥寝食の事実についてわかるものではない。

たとえば、選挙権を得る目的でアパートを借り、そこに住民票を移し、適度に光熱水費が発生するようにしておき、実際の生活は別のところでしている者に対して、光熱水費の使用量が適度にあるため、そこで起臥寝食をしていると判断することはないと思われる。

また、借金返済のために節約をしようと、できるだけ光熱水費がかからないように生活している者に対して、光熱水費の使用量が少ないという理由だけで、その者がそこで起臥寝食をしていないなどという判断もすることはないと思われる。

すなわち、光熱水費の使用量というのは、その数字だけを見たとしても何もわからず、他の事情と合わせて総合的に考慮しないと、起臥寝食の事実についてわかることは何もない。

それにもかかわらず、資格審査特別委員会は、審査申立人の光熱水費の使用量だけから起臥寝食の事実がなかったものと判断しており、その判断は明らかに誤っている。

今後、審査申立人らは、証拠を付して追って詳細に主張をするが、審査申立人の生活の拠点は、上記1記載の住所地にあったものであり、選挙前3か月以上、藍住町に「住所」を有していたものである。

それにもかかわらず、審査申立人に被選挙権を有しないと判断した藍住町議会

による本件処分は違法なものであり、すみやかに取り消されるべきものである。

#### 6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服があるときは、地方自治法第127条第4項において準用する第118条第5項の規定により、決定があった日から21日以内に徳島県知事に審査を申し立てることができる」との教示があった。

#### 7 添付書類

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 「資格決定書交付について」と題する書面（写し） | 1通 |
| (2) 資格決定書（写し）               | 1通 |

以上